

## 国民健康保険税の税率等が変わります。

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

当町の国民健康保険は、医療費が高止まりにあるなど今後も大きな赤字が見込まれています。国民健康保険会計はこの赤字を埋めるため、一般会計からの多額の補てんを受け運営していますが、この赤字は削減・解消すべき額として計画的な削減・解消が求められおり、国の方でも保険税課税限度額の引き上げ等の法改正が段階的に行われてきているところです。こうしたことから、当町国民健康保険税については議会等でご議論いただき、令和7年度は下記のとおり保険税率等を改定することとなりました。

加入者の皆さんにはご負担をいただくこととなりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

### [令和7年度 国民健康保険税率・課税限度額]

区 分 (対象者)		加入者全員				40歳～64歳の加入者	
		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
所得割	所得に対して	8.70%	8.70%	2.00%	2.06%	1.10%	1.29%
資産割	資産に対して	23.40%	11.70%	9.00%	4.50%	4.90%	2.50%
均等割	一人当たり	23,000円	23,700円	7,000円	7,400円	4,500円	5,500円
平等割	一世帯当たり	25,000円	25,400円	6,000円	6,500円	4,500円	5,000円
課税限度額		650,000円	660,000円	220,000円	260,000円	170,000円	170,000円

※ 令和7年度の国民健康保険税納税通知書は、7月上旬に発送する予定です。

### [令和7年度 国民健康保険税軽減判定基準]

軽減区分	軽減判定基準所得額	
	※国保世帯（国保加入者）の所得の合計額が基準額以下の場合、該当の割合で均等割と平等割を軽減します。	
2割軽減	令和6年度	430,000円 + (545,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和7年度	430,000円 + (560,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
5割軽減	令和6年度	430,000円 + (295,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和7年度	430,000円 + (305,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
7割軽減	令和6年度	430,000円 + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和7年度	430,000円 + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)} ※改定なし

※ 給与所得者等＝給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える方、または公的年金等所得のある方（65歳未満：公的年金等収入が60万円を超える方、65歳以上：公的年金等収入が125万円を超える方）

住民税務課 国民健康保険係（資格・給付） TEL 74-3002  
課税係・納税係（賦課・納税） TEL 74-3003